

平成25年10月から 小・中学生の入院費を助成します

市では、子育ての経済的な負担の軽減を図るため、市内にお住まいの小・中学生の入院にかかった医療費を助成する制度を10月から始めます。助成の方法は、一旦自己負担分をお支払いいただく償還払いとなります。詳しくは次のとおりです。

対象となる時期

平成25年10月入院分から

対象年齢

小・中学生（15歳到達後最初の3月31日までの子ども）

対象条件

高島市に住民登録のある子どもで、健康保険に加入していること

※生活保護を受給している子ども、里親に委託されている子ども、施設等に入所している子どもは除きます

助成範囲

入院にかかる医療費（保険適用総医療費の自己負担分）を助成します。

※保険のきかないもの（差額ベッド代など）や入院中の食事代、交通事故等で他に責任があるものは助成されません。加入されている健康保険からの保険給付が福祉医療費よりも優先されるため、加入されている健康保険から高額療養費や付加給付が支給される場合は、その給付分を差し引いた額を助成します。また、日本スポーツ振興センター災害共済給付金との併用助成はできません。

助成方法

償還払い

（医療機関等の窓口で一旦、自己負担分をお支払いいただき、支払った医療費を申請により後日お返しします）

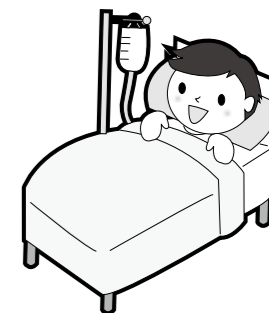
※乳幼児福祉医療費助成制度のように受給券（ピンクの券）は発行しません。※医療保険の自己負担分を支払った日の翌日から起算して、5年を超えると助成できません。

償還払いに必要な書類等

- ・領収書の原本（受診者名、入院期間、保険点数、支払金額、医療機関名が記載され、領収印のあるもの）
- ・印鑑
- ・保護者の預金通帳
- ・健康保険証（助成対象者分）
- ・高額療養費、附加給付等の支給決定通知書

（該当する方のみ。該当する場合、加入されている健康保険からの支給額が決定してからのお支払いとなります。）

☎ 保険年金課
☎ (25) 8137



償還払い申請窓口

保険年金課または各支所

その他

子ども医療費助成の対象となる小・中学生で、既に「障がい、母子・父子家庭の福祉医療費助成制度」の対象者で受給券をお持ちの方は、その制度から助成を行います。なお、自己負担金が「有」となっておられる場合は、入院時に負担いただく1日あたり1,000円（月額14,000円限度）が助成対象となりますので、償還払いの申請を行ってください。

人権擁護委員

就退任のお知らせ

人権擁護委員は、日ごろから地域の中で皆さんの相談を受け、問題解決のお手伝い等、人権の擁護に努められています。高島市では14人の方が法務大臣から人権擁護委員として委嘱されています。

このたび、澤田愛子さん（今津）、久保忠雄さん（朽木）が退任され、7月から稲葉隆一さん（今津）、酒井高康さん（朽木）にご就任いただきました。

また、澤田愛子さんには13年間、久保忠雄さんには7年間にわたり、地域の人権を守るためご尽力いただきました。本当にありがとうございました。



酒井 高康さん
（朽木）



稲葉 隆一さん
（今津）

☎ 人権施策課 ☎ (25) 8524

省エネ・節電にご協力ください



今年の電力需給も厳しい状況となっています。

特に9月30日（月）までの平日9時～20時は熱中症などに気を付けて、無理のない範囲で省エネ、節電の取り組みをお願いします。

【節電例（関西電力ホームページ参照）】

◎テレビの省エネ方法

1. 見ないときは消す
2. 画面をこまめに掃除する
3. 画面を明るくしすぎない
4. 長時間使わないときは主電源を切る

●このほかの節電ポイントは、関西電力ホームページをご覧ください。

<http://www.hapielife.com/ecolife/index.html>

☎ 環境政策課 ☎ (25) 8123

高島で暮らそう!

若者定住促進プロジェクト

空き家所有者の皆さんへ

貸したい・売りたい「空き家」情報をどしどしお寄せください!!

今回の「空き家活用相談会」は土曜日開催

市内への若者の移住を進めるため、空き家の所有者が空き家の活用を気軽に相談できる場として、空き家活用相談会を開催します。空き家を所有している皆さん、ぜひ相談会をご利用ください。

日時 9月28日（土） 10時～13時

場所 今津会場 ▶ 今津東コミュニティセンター
新旭会場 ▶ 新旭公民館
安曇川会場 ▶ 安曇川公民館

☎ 「高島市空き家活用促進協議会」事務局
（市民活動支援課）

☎ (25) 8526 FAX (25) 8156

7月23日実施の相談結果

▼空き家等活用の相談件数

今津会場 1件
新旭会場 3件
安曇川会場 2件

事前の問い合わせとともに、空き家活用の悩みごとを抱えた相談者が、多数参加されました。9月以降も定期的に開催する予定です。

☎ 農業振興課

☎ (25) 8528

↓ナスの被害



被害がアライグマ、ハクビシンではないかと疑われる場合はご相談ください。

市内では、アライグマやハクビシンといった外来動物による農作物などの被害が急増しています。このような外来動物は非常に繁殖力が強く、年間3〜6匹の子を産み、成長と共に狂暴化します。捕獲数は、一昨年は14匹、昨年は72匹となっていて、今後ますます個体数の増加が予想されます。

被害は、畑の野菜や果実を食い荒らす（特にイチゴ、トマト、スイカ）、池の鯉を食べる、屋根裏に住み着いて糞尿をするなど多数報告されています。

外来生物法という法律で飼育が禁止されており、捕獲した場合は処分するよう定められています。

市では、捕獲用具（小型おり）の貸し出しを行っていますので、農作物や家屋

アライグマ、ハクビシンによる被害が急増!

被害が疑われるときは「相談ください」